

2005年2月16日
(平成17年)

藤沢市農業委員会会長 井上 正一郎 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

法令（農業委員会等に関する法律等）によりその権限に属させた事項、農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項、農業経営基盤強化促進法及び特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律によりその権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について（答申）

2005年2月9日付けで諮問（第137号）された法令（農業委員会等に関する法律等）によりその権限に属させた事項、農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項、農業経営基盤強化促進法及び特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律によりその権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「農地基本台帳」は農家一世帯ごとの台帳として、5年ごとに農家に配布し必要事項を記入後農業委員会が回収し、当該記載事項を確認のうえ農業委員会で保存整備し、農地法に基づく届出や許可の審査、国・県等からの調査や照会、相談業務の基礎資料として利用している。

しかし、「農地基本台帳」を更新する5年の間に、届出がないまま当該農地基本台帳の記載事項が変更され、関係機関からの照会や苦情相談から調査を実施してはじめて変更を確認する事例が増加し、実態の把握が困難な状況となっている。

このことにより、農業委員会では農地法に基づく許可申請書、通知書及び届出書の処理、農地法違反是正の処理、農業委員選挙人名簿登載申請書の処理について、「農地基本台帳」に登載された事項の転居・転出・氏名の変更・死亡等の的確な把握が困難な状況となっている。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

① 農業委員会等に関する法律第30条及び第31条の規定を根拠として、従来から「農地基本台帳」登載事項の確認や選挙人名簿登載申請書の調査及び関係機関からの照会や苦情相談等で不明の場合には、その都度資産税課及び市民窓口センターに照会し確認を行ってきた。

しかし、場合によっては照会してから回答を得るまでに日数を要することもあり、農地法における届出、許可申請については迅速な処理が求められること、平成12年6月9日付け神奈川県農業会議連絡事項通知により、住民基本台帳及び固定資産課税台帳情報の提供利用について電子情報をもってしても差し支えないとの事務連絡があったことから、事務処理の的確性及び迅速性を図るため、住民基本台帳データ及び固定資産課税台帳データの一部をオンラインで閲覧することにより、「農地基本台帳」と照合し確認することが可能となるため、コンピュータ処理をする必要性がある。ただし、コンピュータ処理をするに当たっては、次のアからエまでに掲げる処理に限るものとする。

ア 住民基本台帳データ及び固定資産税課税台帳データは閲覧のみでありデータの蓄積保存、編集、加工、修正等の処理はできない。

イ 住民基本台帳データは随時更新され送信されるが、固定資産税課税台帳データは1月1日を基準日として年1回更新される。

ウ 住民基本台帳データと固定資産税課税台帳データとのファイル結合はなく、またサーバー間の接続もない。

エ 固定資産税課税台帳データは、固定資産税電子データ土地評価図（資産税課GIS）の家屋地番図、家屋図、航空写真、土地所有者、登記地目、登記地積等に関する情報に限定され、農地情報管理システムとして固定資産税課税台帳データとは個別にファイル処理され、固定資産税課税台帳データに直接アクセスすることはできない。

② コンピュータ処理により閲覧できる個人情報項目

ア 住民基本台帳

氏名・現住所・性別・生年月日・続柄・前住所・住定日・転出先・転出年月日・申請者家族の氏名・性別・生年月日

(対象者：農地基本台帳登載者、申請者、届出者、選挙人名簿登載者、違反者)

イ 農地情報管理システム

土地所有者氏名・登記地目・登記地積・現況地目・現況地積・土地地番
図・家屋所有者氏名・家屋位置図・航空写真

(対象者：農地基本台帳登載者、申請者、届出者、選挙人名簿登載者、違反者)

③ システム機器構成

パソコン：Windows XP Pro

CPU: Intel Pentium4 3.40GHz 拡張RAM:1GB 内蔵HDD:80GB

液晶ディスプレイ (19インチ高精細)

(3) 安全対策について

パソコン起動時にID・パスワードを設定し、また住民基本台帳データ及び農地情報管理システムアクセス時にID・パスワードを設定し、操作者を限定し、農業委員会職員以外の職員の不正アクセスを防止する。

日常的な安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「農業委員会既存住基データ及び資産税課GISデータ検索取扱要領」を定め、システムの安全対策を講じる。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関は、住民基本台帳データと固定資産税課税台帳データの一部をオンラインで閲覧することにより、農地基本台帳の確認、農地法に基づく許可申請や届出及び農地法違反等の確認、農業委員選挙人名簿登載申請書の確認等の事務処理を迅速かつ的確に行うことが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「農業委員会既存住基データ及び資産税課GISデータ検索取扱要領」を定め処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

